

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

4-1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について

1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物等が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

2) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域の選定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を選定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において、関係機関、関係団体等の意見を反映し、重点区域の設定を行っていく。

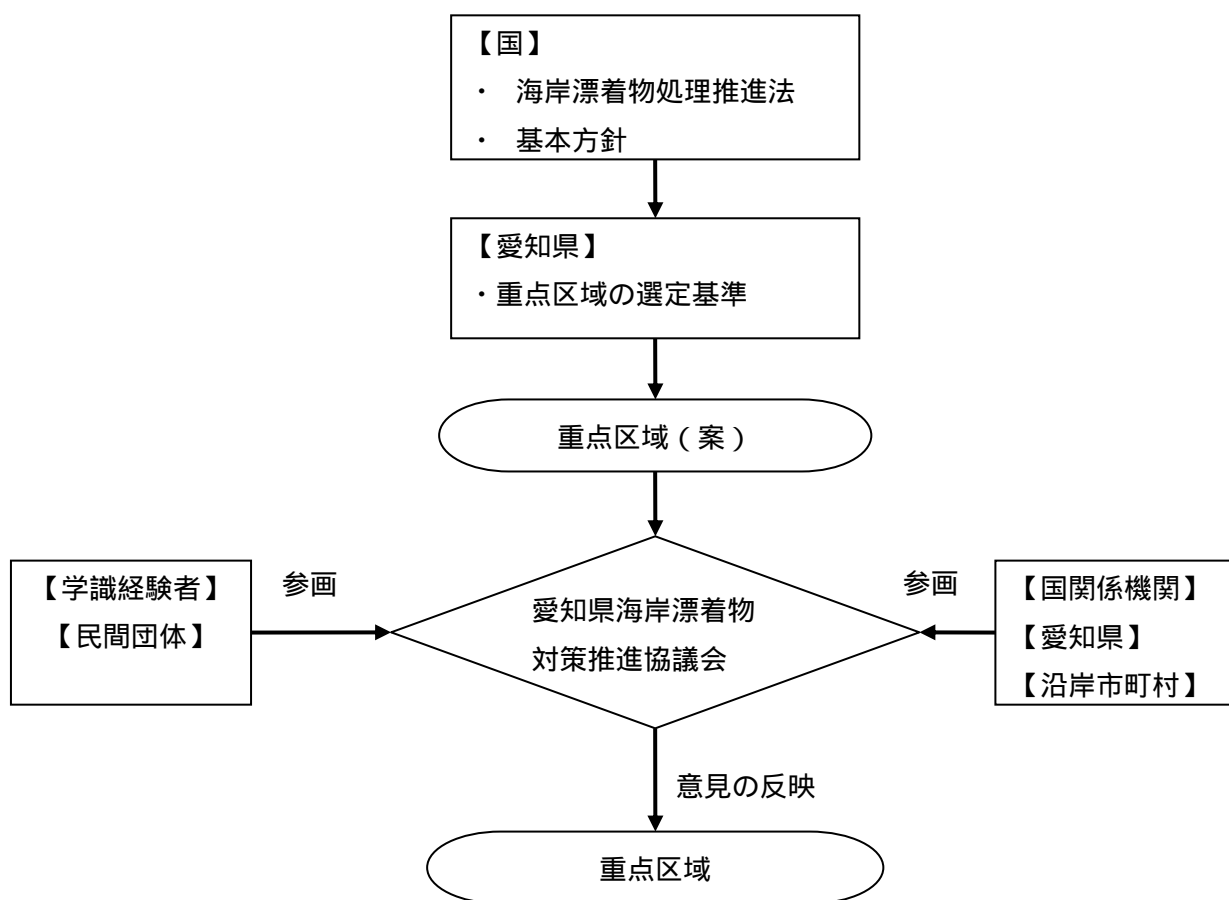


図4-1 重点区域の選定フロー

3) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

4) 愛知県における重点区域の選定基準

以下に記述する選定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸を有する地域を重点区域の候補地区とする。

まず、「海岸漂着物状況」を選定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4-1(1)に示す。

表4-1(1) 選定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準	評価方法
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸	<ul style="list-style-type: none">海岸漂着物に関するアンケート調査(平成22年1月県環境部)市町村等が海岸漂着物の回収、処理の対策を重点的に講ずる海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸	<ul style="list-style-type: none">海岸漂着物に関するアンケート調査(平成22年1月県環境部)ホームページ、新聞等

次に、「自然的条件」と「社会的条件」2つを選定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4 - 1 (2) に示す。

表4 - 1 (2) 選定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準	評価方法
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸	国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域の存在
	生態系	貴重な動植物の生息にとって重要な海岸	鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域の存在
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸	海水浴場、潮干狩り等の利用の実態・実績
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナとして利用や祭事・観光・保養地等としての利用のある海岸	漁港・漁業、港湾等の存在や祭事・観光・保養地等としての利用の実態

5) 愛知県における重点区域

これまで示した設定基準で、選定した重点区域を表4-2(1)(2)に示す。

表4 - 2 (1) 重点区域海岸一覽

	重点区域名	所在市町	対象海岸名等	海岸管理者	重点区域設定基準項目・評価指標					
					選定基準第1項目		選定基準第2項目			
					海岸漂着物状況		自然的条件		社会的条件	
					海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動
1	美浜地区	美浜町	上野間漁港海岸奥田・上野間地区海岸 美浜海岸小野浦地区海岸、美浜海岸野間地区海岸 美浜海岸野間・奥田地区海岸、 美浜海岸奥田地区海岸 美浜海岸上野間地区海岸 富具崎海岸富具崎地区海岸	美浜町 県(河川課) " " " 県(港湾課)						
2	内海・山海地区	南知多町	内海港海岸東浜千鳥ヶ浜海岸 南知多海岸内海・山海地区海岸 南知多海岸山海・豊浜地区海岸	南知多町 県(河川課) "						
3	篠島地区		師崎海岸篠島地区海岸 篠島漁港海岸篠島地区海岸	県(河川課) 県(港湾課)						
4	日間賀島地区		日間賀漁港海岸日間賀地区海岸	南知多町						
5	佐久島地区	西尾市	佐久島漁港海岸佐久島地区海岸 一色海岸佐久島地区海岸	西尾市 県(河川課)						
6	吉良地区	西尾市	宮崎漁港海岸宮崎地区海岸 吉良・幡豆海岸宮崎・鳥羽地区海岸	西尾市 県(河川課)						
7	形原地区	蒲郡市	蒲郡海岸春日浦地区海岸 形原漁港海岸形原地区海岸	県(河川課) 県(港湾課)						
8	蒲郡地区		蒲郡海岸三谷地区海岸 三河港海岸蒲郡地区海岸 三谷漁港海岸三谷地区海岸 三河港海岸三谷地区海岸	県(河川課) 県(港湾課) " "						
9	仁崎・白谷地区		田原海岸仁崎・白谷地区海岸 田原海岸仁崎地区海岸 田原海岸野田・仁崎地区海岸	県(河川課) " "						
10	渥美地区	田原市	渥美海岸伊良湖地区海岸 伊良湖海岸伊良湖地区海岸	県(農地計画課) 県(港湾課)						

表4-2(2)重点区域海岸一覧

	重点区域名	対象海岸名等	重点区域設定基準項目・評価指標					
			選定基準第1項目		選定基準第2項目			
			海岸漂着物状況		自然的条件		社会的条件	
			海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動
1	美浜地区	上野間漁港海岸奥田・上野間地区海岸 美浜海岸小野浦地区海岸、 美浜海岸野間地区海岸 美浜海岸野間・奥田地区海岸、 美浜海岸奥田地区海岸 美浜海岸上野間地区海岸 富具崎港海岸富具崎地区海岸			三河湾国定公園 ・野間灯台	アカウミガメの産卵地	海水浴場 潮干狩り	漁港 遊園地
2	内海・山海地区	内海港海岸東浜千鳥ヶ浜海岸 南知多海岸内海・山海地区海岸 南知多海岸山海・豊浜地区海岸			三河湾国定公園 ・千鳥ヶ浜	アカウミガメの産卵地	海水浴場 釣り場	地方港湾、漁港 花火大会
3	篠島地区	師崎海岸篠島地区海岸 篠島漁港海岸篠島地区海岸			三河湾国定公園 ・篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場 釣り場	漁港
4	日間賀島地区	日間賀漁港海岸日間賀地区海岸			三河湾国定公園 ・日間賀島	県指定鳥獣保護区	海水浴場 釣り場	漁港
5	佐久島地区	佐久島漁港海岸佐久島地区海岸 一色海岸佐久島地区海岸			三河湾国定公園 ・佐久島	県指定鳥獣保護区	海水浴場 釣り場	漁港 博物館(弁天サロン)
6	吉良地区	宮崎漁港海岸宮崎地区海岸 吉良・幡豆海岸宮崎・鳥羽地区海岸			三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場 潮干狩り	漁港
7	形原地区	蒲郡海岸春日浦地区海岸 形原漁港海岸形原地区				県指定鳥獣保護区	潮干狩り	漁港、温泉地
8	蒲郡地区	蒲郡海岸三谷地区海岸 三河港海岸蒲郡地区海岸 三谷漁港海岸三谷地区海岸 三河港海岸三谷地区海岸			三河湾国定公園 特別保護区	八百富神社社叢(国指定 天然記念物) 県指定鳥獣保護区	潮干狩り	漁港 温泉地、マリーナ
9	仁崎・白谷地区	田原海岸仁崎・白谷地区海岸 田原海岸仁崎地区海岸 田原海岸野田・仁崎地区海岸			三河湾国定公園		海水浴場	龍宮まつり マリーナ
10	渥美地区	渥美海岸伊良湖地区海岸 伊良湖港海岸伊良湖地区海岸			三河湾国定公園 ・伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場	地方港湾 旅客ターミナル

4 - 2 . 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、県の基本方針を踏まえ、海岸漂着物等の処理に関する施策、発生抑制に関する施策及び環境学習・普及啓発に関する施策を整理した。

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

1) 重点区域における主な施策

多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取り組みを担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物は、重点区域だけの問題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物等の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることで、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

海岸漂着物等の円滑な処理

海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の処理を進めることが、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物等の円滑な処理に努める。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物等の適切で円滑な処理の実施に努める。

2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物等の多くは陸域にあるごみ等や流木が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物等の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

・ 3 Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、まず、日常生活に伴って発生するごみ等の発生抑制に努めることが重要である。

このため、行政と民間事業者が連携して行われている「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活動等や3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を積極的に推進することにより、廃棄物の発生抑制と適正な処理を確保し、循環型社会の実現に努める。

・ ごみ等の不法投棄の防止

海岸漂着物等は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いことから、発生抑制を図るためには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。

このため、ごみ等の不法投棄については廃棄物処理法及び海洋汚染防止等に基づく規制によって対応すべきものであり、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な執行に努める。

・ 環境学習及び普及啓発に関する施策

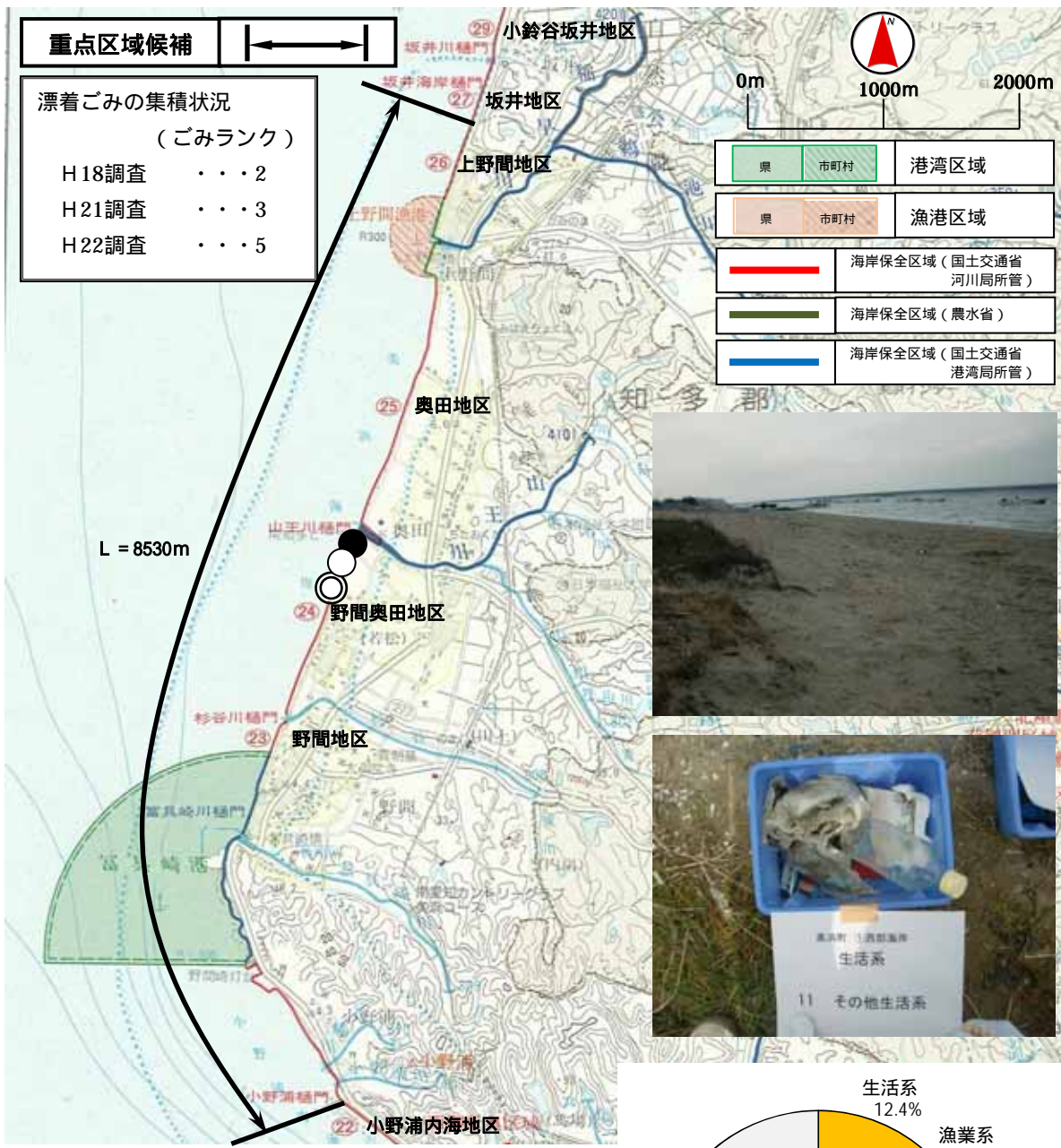
海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、県民一人ひとりが、海岸はかけがえない共有の財産であることの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、積極的に海岸清掃活動等に参加できるよう、環境学習の推進に努めるとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行うように努める。

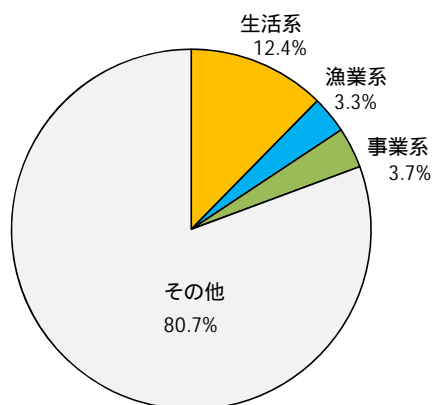
3) 重点区域別地域概要

次ページ以降に、重点区域別にその範囲と地域概要を記載した。

重点区域候補	美浜地区：美浜町
対象海岸	上野間漁港海岸奥田・上野間地区海岸 美浜海岸 小野浦、野間、野間・奥田、奥田、上野間地区海岸 富具崎港海岸富具崎地区海岸
対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	美浜町、県（河川課、港湾課）



写真：夏場に清掃活動をする子供たちの様子
灌木・流木に混じって生活ごみも見られる



H22年 漂着物種類別重量の割合
西部海岸

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	野間奥田地区	2	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	西部海岸(上野間地区)	3	
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	西部海岸(上野間地区)	2	5
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着し、夏季及び冬季も漂着ごみの発生がみられる		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民など	随時実施
	野間漁業協同組合	定期的な実施
	美浜町漁業協同組合	定期的な実施
行政単独実施	美浜町	

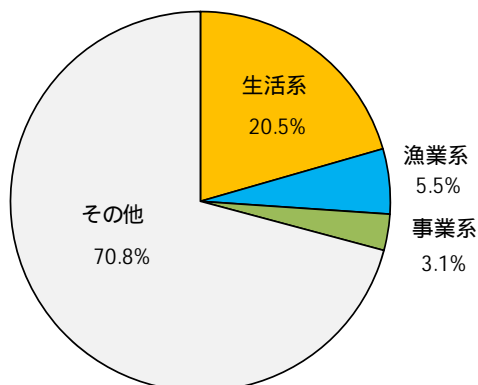
地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。また、アカウミガメの産卵地として重要である。
社会的条件	夏季を中心に小野浦海水浴場・野間海水浴場・若松海水浴場・奥田海水浴場などでレクリエーション利用がされている。また、春から夏にかけて潮干狩りも行われ、海岸利用が盛んな地域である。遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの利用者がある。なお、漁業も盛んな地域でもある。

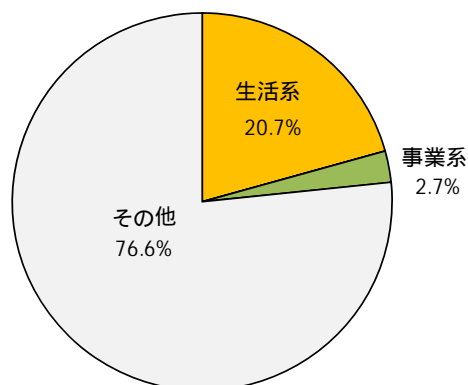
重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
知多半島の西部に位置する本地域は、国立公園指定地域であり、海水浴や潮干狩りなど様々なレクリエーション利用及び、アカウミガメなど貴重な生物にとって支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	内海山海地区：南知多町
対象海岸	内海港海岸東浜千鳥ヶ浜海岸 南知多海岸内海・山海地区海岸 南知多海岸山海・豊浜地区海岸
対象区域	南知多町 内海港北側～豊浜漁港北側
海岸管理者	南知多町、県（河川課）



H22年 漂着物種類別重量の割合
内海港海岸



H22年 漂着物種類別重量の割合
山海海岸

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	山海豊浜地区	2	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	内海港海岸	8	
	山海海岸	8	
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	内海港海岸	1	3
	山海海岸	1	3
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着し、夏季及び冬季に漂着ごみの発生		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	天理教災害救援ひのきしん隊	H19.5.28
	内海地区	H19.6.10、8.26、10.22、H20.8.31、H21.8.30
	南知多観光協会内海支部	H19.7.7～8.31、H20.7.4～9.1、H21.5.7、6.29～9.1
	内海高等学校	H19.7.6、H21.7.3
	内海小学校	H20.6.3、H21.6.23
	内海漁業協同組合	H20、21年度中
	株式会社ライフサポート	H20.12.19、H21.11.10
	内海地区	H19.6.10、H20.8.31、H21.8.30
	山海小学校	H19.7.9、H20.5.21、7.7
	松原老人クラブ松栄会	H19.9.20
南知多観光協会山海支部	H20.6..2~8.31	

地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、自然環境に恵まれている。海水浴場として有名な内海海岸もきれいな砂浜として「千鳥が浜」が日本の渚百選にも選ばれている。また、アカウミガメの産卵地として重要である。
社会的条件	名古屋圏域から近く夏季には内海・山海海水浴場としてレクリエーション利用がされている。また、近郊には温泉地もあり、観光地区となっている。8月には内海海水浴場で大きな花火大会が開催され、多くの観光客が訪れている。漁業も盛んな地域である。

重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
知多半島の南西部に位置する本地域は、国立公園指定地域であり、海水浴や保養地等のレクリエーション利用及び、アカウミガメなど貴重な生物にとって支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	篠島地区：南知多町
対象海岸	師崎海岸篠島地区海岸 篠島漁港海岸篠島地区海岸
対象区域	南知多町の篠島外周全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）

重点区域候補

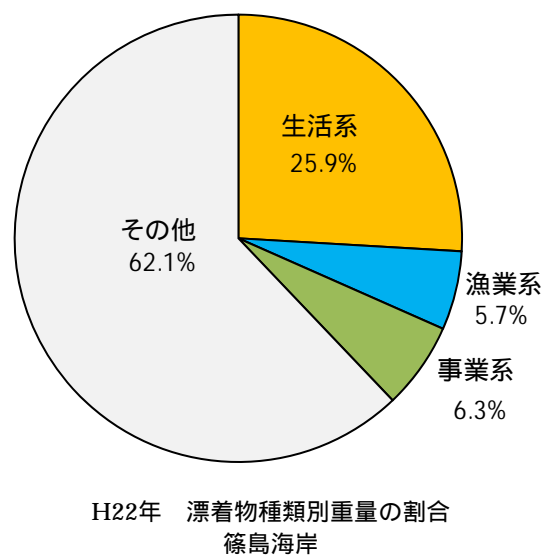
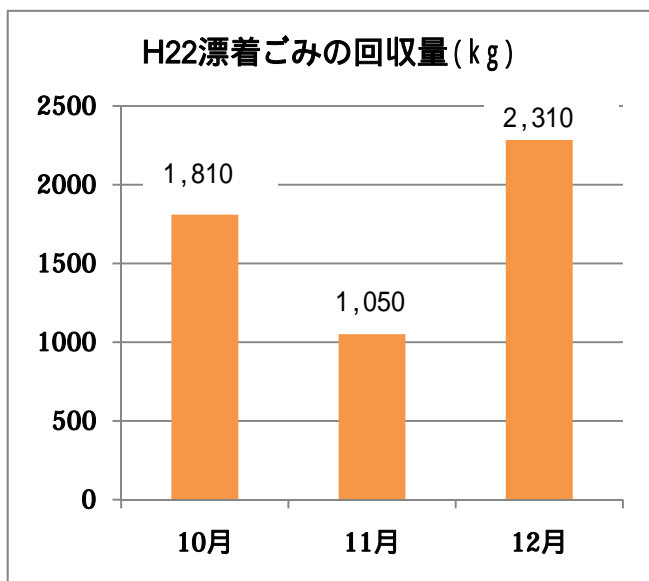
漂着物の集積状況
(ごみランク)

H18調査 . . .

H21調査 . . .

H22調査 . . . 1

県	市町村	港湾区域
県	市町村	漁港区域
—	海岸保全区域（国土交通省河川局所管）	
—	海岸保全区域（国土交通省河川局所管）未指定区間	
—	海岸保全区域（農水省）	
—	海岸保全区域（農水省）未指定区間	
—	海岸保全区域（国土交通省港湾局所管）	



地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」			
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」			
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	篠島海岸	T	1
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着する。特に、夏季に漂着ごみが発生しやすい。また、島であるために様々な地区で集積する。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	篠島観光協会	定期的実施

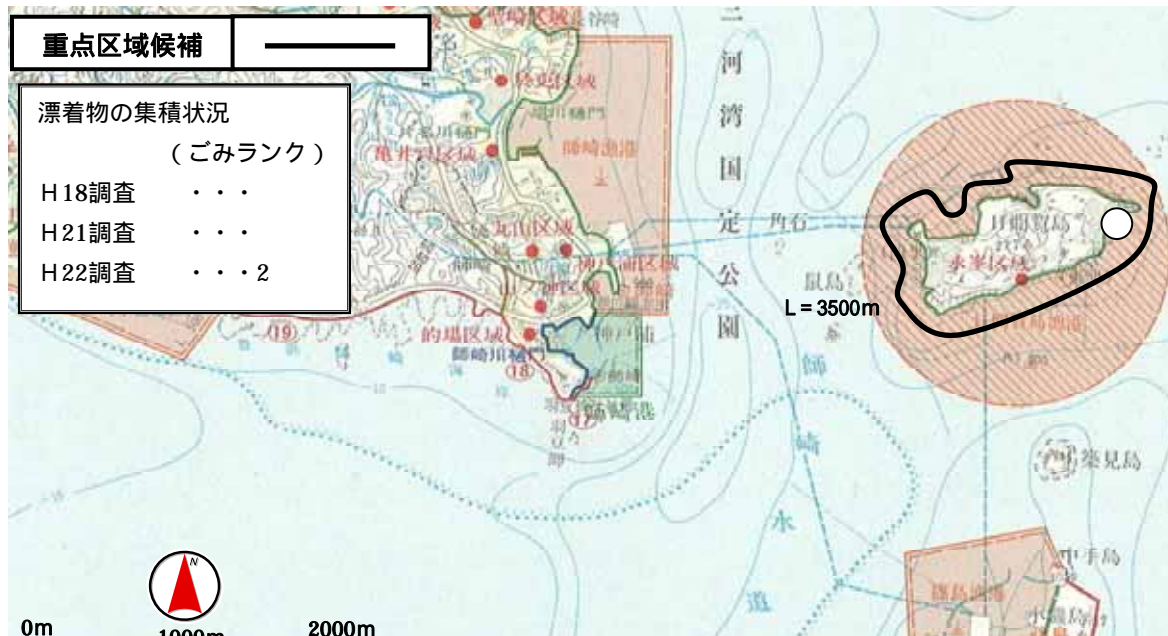
地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどでレクリエーション利用がされている。花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。また、漁業も盛んな地域である。

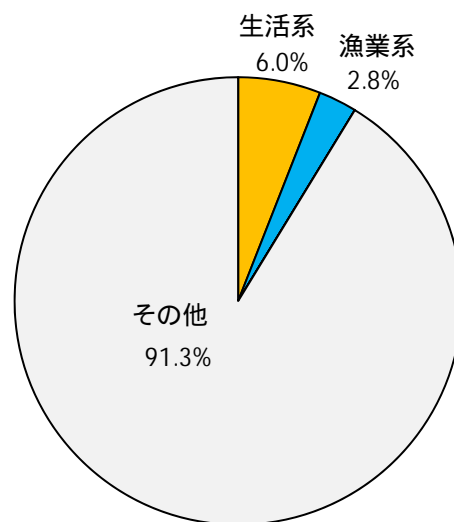
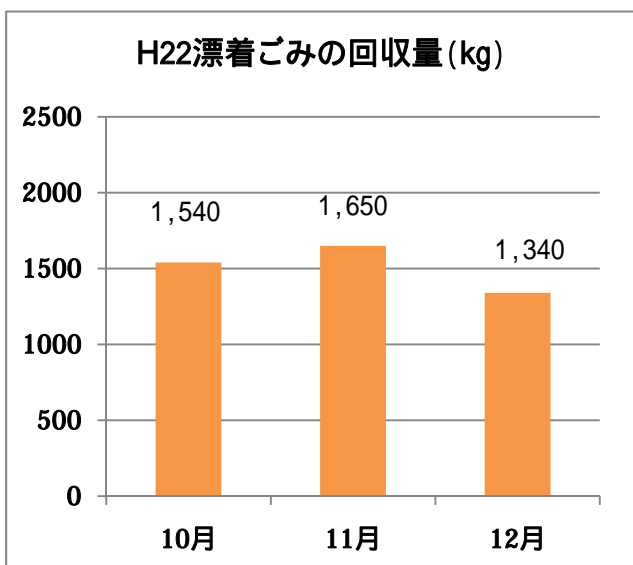
重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である海蝕崖を有する国立公園指定地域として支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	日間賀島地区：南知多町
対象海岸	日間賀漁港海岸日間賀地区海岸
対象区域	南知多町の日間賀島外周全域
海岸管理者	南知多町



県	市町村	港湾区域
県	市町村	漁港区域
	海岸保全区域 (国土交通省 河川局所管)	
	海岸保全区域 (農水省)	
	海岸保全区域 (国土交通省 港湾局所管)	



H22年 漂着物種類別重量の割合
日間賀島海岸

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」			
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」			
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	日間賀島海岸	T	2
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着する。特に、夏季に漂着ごみが発生しやすい。また、島であるために様々な地区で集積する。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	日間賀島観光協会	定期的に実施

地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどでレクリエーション利用がされている。花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。また、漁業も盛んな地域である。

重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である海蝕崖を有する国立公園指定地域として支障のない海岸を目指す

重点区域候補	佐久島地区：西尾市
対象海岸	佐久島漁港海岸 佐久島地区海岸 一色海岸 佐久島地区海岸
対象区域	西尾市の佐久島外周全域
海岸管理者	西尾市、県（河川課）



地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」			
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」			
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」			
これまでの漂着ごみ状況	平成22年 回収された漂着ごみ量		
	5月27日	6月10日	10月3日
	50袋(45袋)	30袋(45袋)	45袋(45袋)

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
一色町とボランティア等民間団体との共同実施	西三河漁業協同組合員	6~10月のうち6日間
住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会	定期的に実施

地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどでレクリエーション利用がされている。一色町の大提灯祭りとともに、旧家を修築した文化交流施設である弁天サロン等佐久島の観光に年間をとおして、多くの観光客が訪れている。また、漁業も盛んな地域である。

重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である海蝕崖を有する国定公園指定地域として支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	吉良地区：西尾市
対象海岸	宮崎漁港海岸宮崎地区海岸 吉良・幡豆海岸宮崎・鳥羽地区海岸
対象区域	西尾市・蛭子岬～旧幡豆町境
海岸管理者	西尾市、県（河川課）

重点区域候補

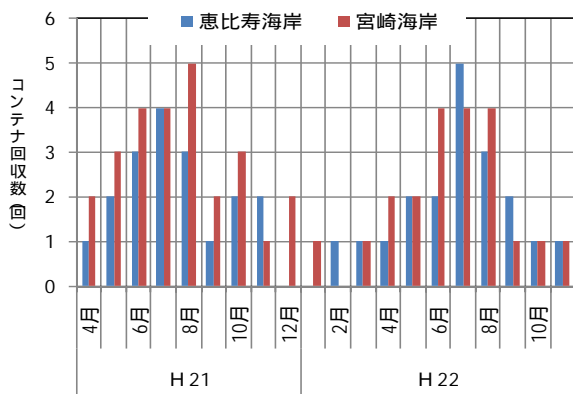
漂着物の集積状況
(ごみランク)

H18調査 . . . T

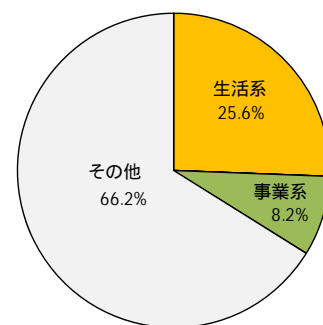
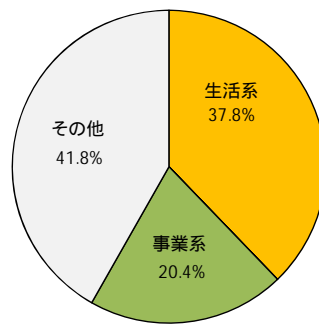
H21調査 A . . . 6 (恵比寿)
B . . . 8 (宮崎)

H22調査 A . . . T (恵比寿)
B . . . 1 (宮崎)

県	港湾区域
市町村	漁港区域
海岸保全区域 (旧建設省)	
海岸保全区域 (農水省)	
海岸保全区域 (旧運輸省)	



H21 ~ 22年 漂着物用コンテナの回収回数
恵比寿海岸・宮崎海岸



H22年 漂着物種類別重量の割合
恵比寿海岸 (左) 宮崎海岸 (右)

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	宮崎海岸	T	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	恵比寿海岸	6	
	宮崎海岸	8	
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	恵比寿海岸	T	T
	宮崎海岸	T	1
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着する。特に夏季に漂着ごみが多く発生しやすい。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
吉良町による単 独実施	地元住民	年間通して定期的に実施
	施設管理協会	
住民ボランティア等民間団体による単 独実施	一般	平成21.7
住民ボランティア等民間団体による単 独実施	吉田漁業協同組合	
	西三河漁業協同組合	

地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	春先から初夏にかけては潮干狩りとして、夏季には海水浴場としてレクリエーション利用がされ、多くの観光客が訪れている。また、漁業も盛んな地域である。

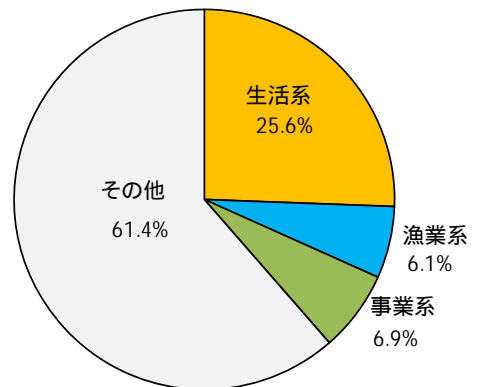
重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾の奥部に位置する本地域は、国立公園指定地域であり、海水浴などレクリエーション利用及び、漁港としての利用に支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	形原地区：蒲郡市
対象海岸	蒲郡海岸春日浦地区海岸 形原漁港海岸形原地区海岸
対象区域	蒲郡市・袋川河口～北浜公園南側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に漂着した灌木 春日浦海岸



H22年 漂着物種類別重量の割合 春日浦海岸

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	蒲郡海岸形原地区	T	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」			
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	蒲郡海岸形原地区	2	3
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着する。特に夏季に漂着ごみが多く発生しやすい。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
行政単独実施	蒲郡市	平成21年、平成22年6月～11月末
蒲郡市とボランティア等民間団体との共同実施	蒲郡市ごみゼロ運動推進協議会	毎年5月末、9月末

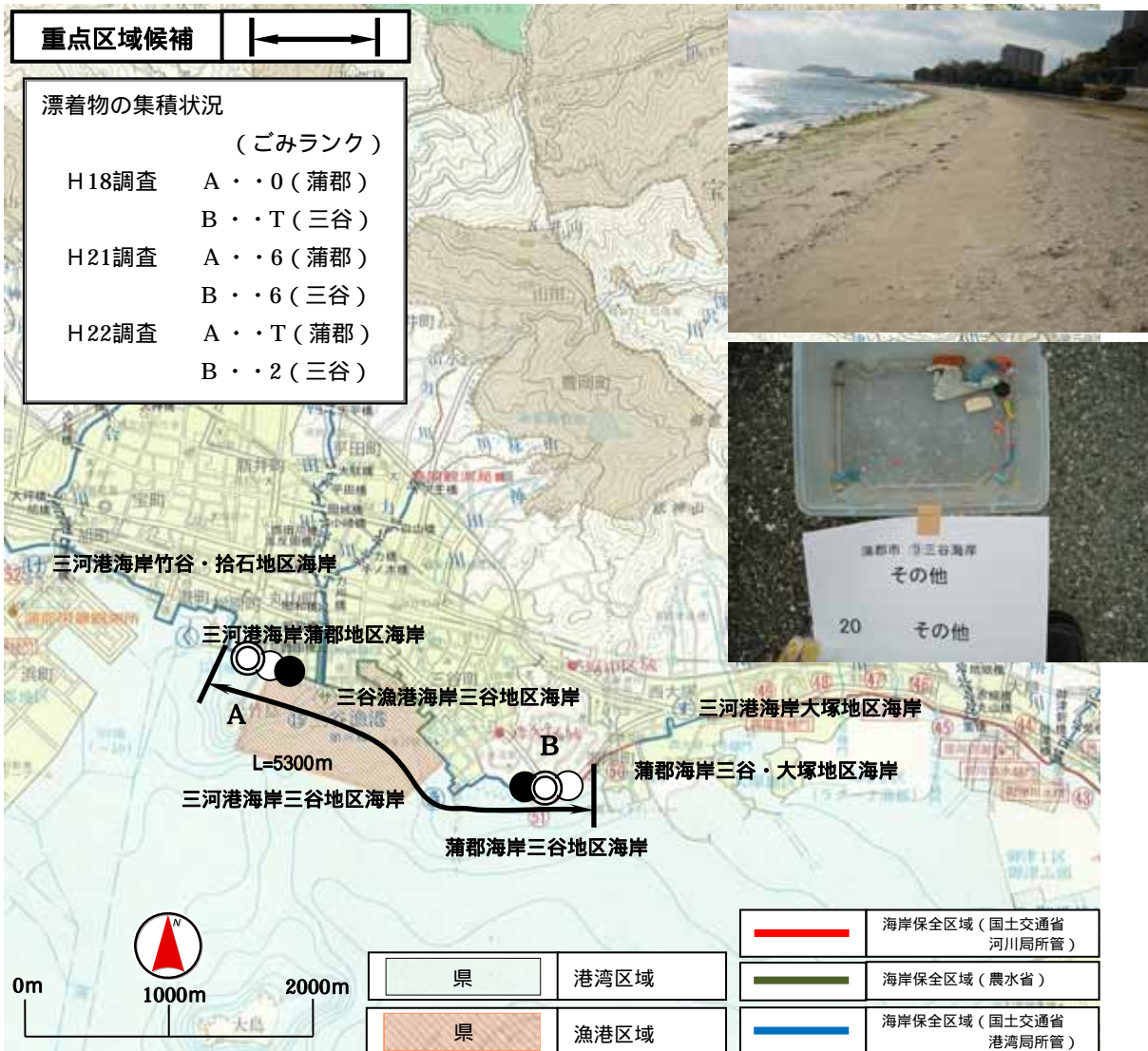
地域特性

自然的条件	県指定鳥獣保護区にある。
社会的条件	春先から初夏にかけては潮干狩りとして、レクリエーション利用がされている。また、近接して温泉地があり、多くの観光客が訪れている。なお、漁業も盛んな地域である。

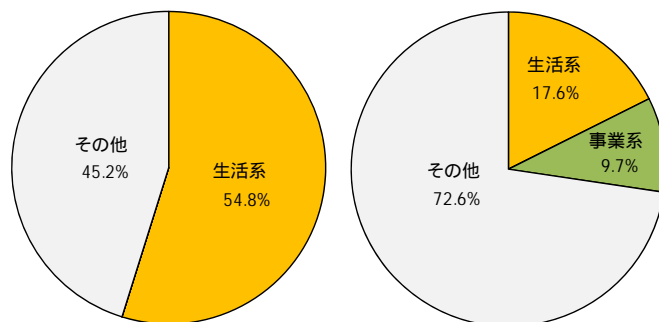
重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾の奥部に位置する本地域は、鳥獣保護区であり、潮干狩りや保養地等のレクリエーション利用に支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	蒲郡地区：蒲郡市
対象海岸	三河港海岸蒲郡地区海岸、三谷漁港海岸三谷地区海岸 三河港海岸三谷地区海岸、蒲郡海岸三谷地区海岸
対象区域	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に発生したアオサの回収作業を行う様子
三谷海岸



H22年 漂着物種類別重量の割合
竹島海岸(左)、三谷海岸(右)

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	三河港海岸蒲郡地区	0	
	蒲郡海岸三谷地区	T	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	三河港海岸蒲郡地区	6	
	蒲郡海岸三谷地区	6	
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	三河港海岸蒲郡地区	T	T
	蒲郡海岸三谷地区	T	2
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に灌木等を中心に漂着する。特に、夏季に漂着ごみが多く発生しやすい。また、アオサに関しても漂着ごみ回収と混在し、課題となっている。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	蒲郡市、 浜町クリーンアップ委員会、 ライオンズクラブ等	H17.5.29、9.3 H18.8.28、9.24 H19.5.27、9.30 H21.5.24、9.27
住民ボランティア等民間団体による単独実施	三谷漁業協同組合	

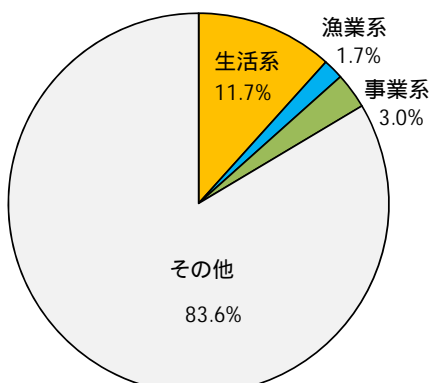
地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、竹島は特別保護地区に指定されている。また、竹島は天然記念物に国指定されている八百富神社社叢がある。
社会的条件	竹島周辺は、潮干狩りとして多くの人々に利用されている。また、温泉地及びマリナーも近接しており、レクリエーション利用が盛んな地域である。なお、漁業も盛んな地域である。

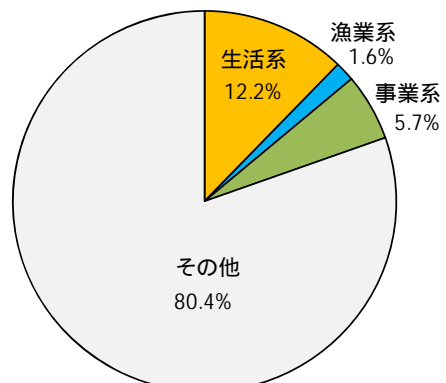
重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾の奥部に位置する本地域は、国立公園指定地域であり、潮干狩りや保養地等のレクリエーション利用及び、マリナーとしての利用に支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	仁崎・白谷地区：田原市
対象海岸	田原海岸仁崎・白谷地区海岸、田原海岸仁崎地区海岸 田原海岸野田・仁崎地区海岸
対象区域	田原市白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



H22年 漂着物種類別重量の割合 仁崎海岸



H22年 漂着物種類別重量の割合 白谷海岸

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	田原海岸仁崎・白谷地区	6	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	白谷海岸	8	
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	仁崎海岸	3	6
	白谷海岸	3	6
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着し、夏季に漂着ごみが多く発生		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	汐川を美しくする会、 愛知海運産業株式会社	H21.11.15

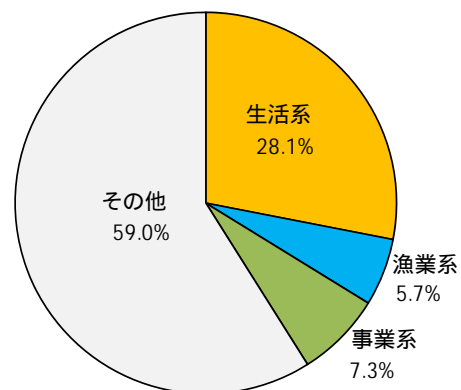
地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれる地域である。
社会的条件	夏季には仁崎・白谷海岸ともに、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。仁崎海岸にはキャンプ場が、白谷海岸には陸上競技場など運動施設が併設されており、利用が盛んである。また、毎年8月に白谷海水浴場で開催される龍宮まつりに多くの観光客が訪れている。なお、漁業も行われている。

重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
渥美半島の三河湾内側に位置する本地域は、国定公園指定地域であり、海水浴などのレクリエーション利用に支障のない海岸を目指す。

重点区域候補	渥美地区：田原市
対象海岸	渥美海岸伊良湖地区海岸 伊良湖港海岸伊良湖地区海岸
対象区域	福江漁港西端～伊良湖港海岸
海岸管理者	県（農地計画課、港湾課）



H22年 漂着物種類別重量の割合
伊良湖海岸

地域概要

漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	渥美海岸伊良湖地区	5	
平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」			
平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	渥美海岸伊良湖地区	2	3
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に灌木等が漂着する。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	亀の子隊	月に1度
国の機関による単独実施	海上保安庁	2007年
	海上保安庁第4管区(蒲郡)	2008年

地域特性

自然的条件	伊良湖岬等の自然の景勝地が多く、三河湾国立公園に含まれる地域である。また、県指定鳥獣保護区指定されている。
社会的条件	夏季には、伊良湖海岸等が海水浴場としてレクリエーション利用がされている。伊良湖港は、三重県等とのターミナル港となっており、海上交通の要所となっている。また、漁業も行われている。

重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
渥美半島の先端部に位置し、国立公園指定地域であり、海水浴を始めとするレクリエーション利用に支障のない海岸を目指す。

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

5 - 1 . 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して関係者ごとに整理した。なお、() は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

国（政府）の役割

海岸漂着物処理推進法の規定する基本理念にのっとり海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定、総合的な施策の策定・実施（9条）
海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生状況の把握や原因調査の実施（22条）

海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発の実施（27条）

海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物等の効率的な処理・再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及（28条）

海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置（29条）

県の役割

地域計画の策定及び愛知県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、計画変更等に関する協議、対策推進に係る連絡調整を実施（14、15条）

海岸漂着物処理法で制定された「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の有効的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る（16条）

海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意思の表明、技術的支援等に努める（17条）

漂着物発生抑制を効果的に推進するため、海岸漂着物の発生状況の把握に努める（22条）

海岸漂着物等に関し、広報活動等を通じて普及啓発活動の実施（27条）

海岸管理者の役割

管理する海岸の土地においてその清潔さが保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施（17条）

- ・ 地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めること

市町村の役割

海岸周辺の特性に応じた施策の実施（10条）

漂着物処理に関して、必要に応じて、海岸管理者等への協力（17条）

- ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者等と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分すること

海岸漂着物等が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者等に対して、海岸漂着物の処理に必要な措置を要請（18条）

民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援などを実施（25条）

民間団体等の役割

県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等への参加（11条）

県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等のへの取り組みに積極的に参加（11条）

5 - 2 . 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5 - 1 は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、県域を越えて移動するため、今後必要に応じて、関係自治体等と広域的に連携した発生抑制対策等を行う。

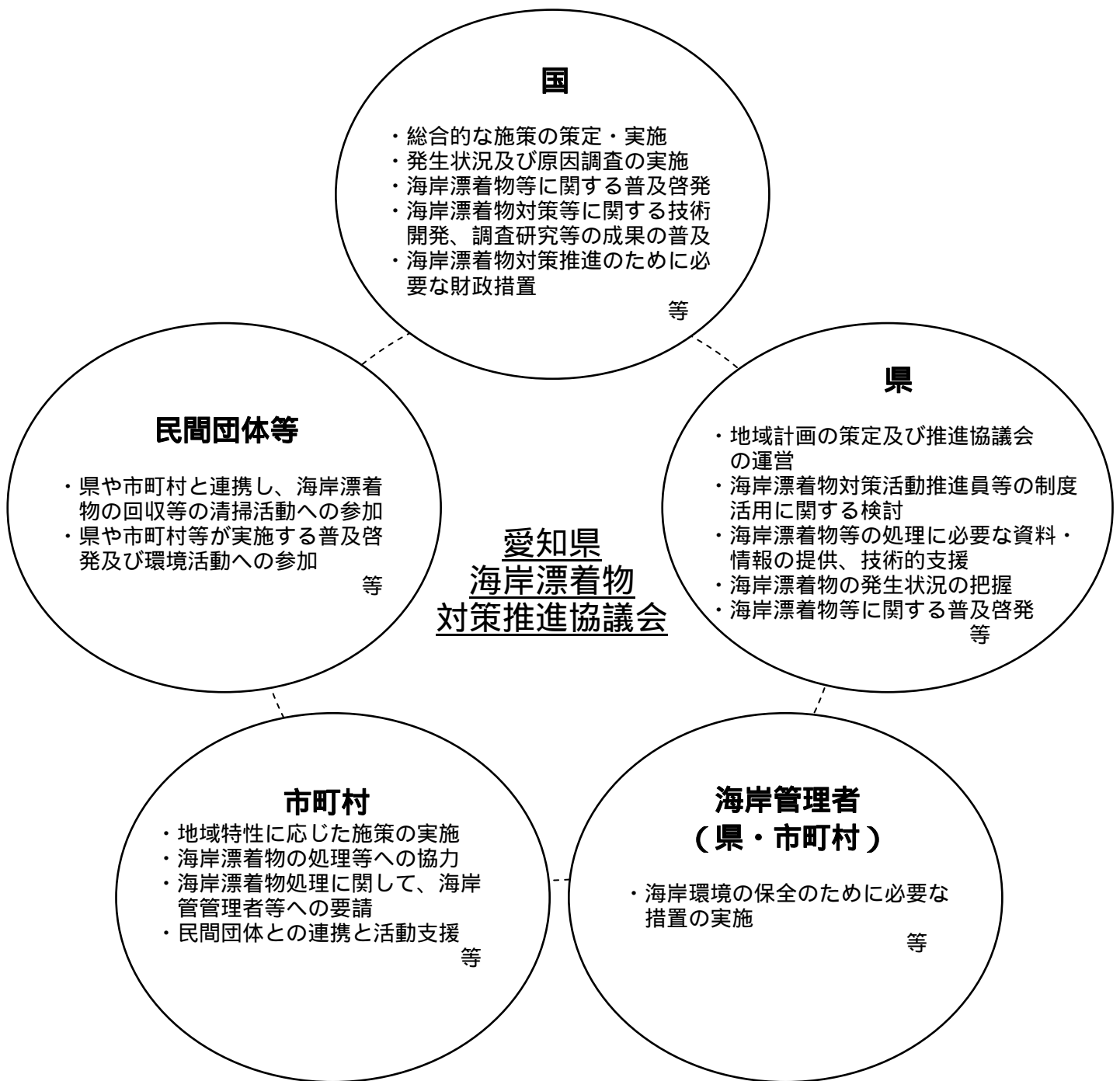


図 5 - 1 関係者の役割と相互協力概念図

第6章 対策の実施にあたり配慮すべき事項及び

その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

6 - 1 . モニタリングの実施

県、海岸管理者、市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の回収状況等の情報提供を求めるものとする。

6 - 2 . 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者、市町村は、災害などで大量に海岸漂着物等の発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

6 - 3 . 地域計画推進にあたって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。